

Title	後鳥羽院御口伝の執筆時期
Author(s)	田中, 裕
Citation	語文. 1979, 35, p. 14-22
Version Type	VoR
URL	https://hdl.handle.net/11094/68649
rights	
Note	

Osaka University Knowledge Archive : OUKA

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

後鳥羽院御口伝の執筆時期

田 中 裕

後鳥羽院御口伝を隠岐御在島中の作と見ることは通説であるが、

その確かな理由を本文のうちに見出すことはむづかしい。むしろ本文について見るかぎり、最も印象深い最勝四天王院名所障子和歌の一件の記述からさう遠くない頃の執筆ではあるまいかといふ思ひに、長く私は捉はれてきた。もつとも本書で論及されてゐる歌壇が正治から建永・承元頃までのそれを出ないこともまた通説であるが、それにもかかはらず執筆期を遠く御在島期にまで下げようとする理由は、本文が回想の形式で書かれてゐること、および群書類従・古語深秘抄、近くは日本古典文学大系所収本等の通行の諸本に見える「仁治元年十二月八日云々」の奥書（前二者にはさらに「件の教念上人は云々」の追記もある）に基づくやうである。前者は後述に譲り、はじめに奥書についていへば、その趣旨は本書が崩御の翌年のこの月、大原西林院の御堂で教念上人所持の宸筆の草本から写されたこと（三本）、およびこの草本こそ唯一の伝本である（日本古典文学大系では）といふのにとどまる。従つてここから御草本が遺品として隠岐より將來されたと推測することは可能であり、現に右の追記はこれを明示するものであるが、進んで隠岐で撰述されたことまで推測することは武断である。その上この奥書を欠く伝本の少なくないことも

注意される。御草本にはもとよりこの奥書はなかつたので、それを欠く諸本が一概に軽視されてよいはずはなかつたであらう。

一

すでに私は奥書を描き、本文について吟味しようとするのであるが、本文の中にも隠岐での御撰述かと疑はれる文言がないわけではない。一本に見える例の「秀能法師」（三）はそれで、従つて「秀能」「秀能法師」のいづれが本文として正しいかといふ問題が生じてくるが、本書として、一般に、本文の正否をきめる適當な基準はないものであらうか。それについては、早く養手重則（三）氏が指摘された「き」「けり」の書き分けとその若干の乱れとが想起される。書き分けとは、院が直接に経験された事実を記すについては「き」、さうでない場合は「けり」が用ゐられてゐることで、併せて現在形がその双方の場合を通じて用ゐられる。この書き分けは、「き」が目堵回想を、「けり」が伝承回想をあらはし、現在形は直感・直叙の語形であるといふ時制の説を首肯させるものでもあつた。

ところで本書は二部に分かれる。第一部は初心者のために詠歌の作法を説いた至要七箇条であり、第二は、同じく初心のために「歌

の姿」即ち風体のありやうを院政期以後の諸歌仙のそれに即して説いた部分である。右の「き」「けり」の書き分けはこの両部にまたがつて見られるが、主としては後者で、その後者も細説すればまた二期に分かれ、「けり」はとりわけ第一期に、「き」は第二期に集中的にあらはれる。

第一期とは経信から俊頼を経て枳阿・西行へとつづく系列を主軸として、それに清輔と俊恵とを配したもので、この時期に対する院の歌壇史的理解のよさが示されてゐるが、そこにはまた次の第二期即ち新古今期を導くものといふ意味あひも看取されて、和歌史的觀察の正しさもうかがはれる。しかしそれはともかく、これら第一期の歌仙達の作歌活動に院が直接立ち会はれたはずはないので、これを記述するについては現在形を主として、時に「けり」を交へてゐるのは尤もで、「き」が用ゐられてゐるのは次の五箇所にかぎられる(日本古典文学大系(系)の本文による)。

一つは俊頼の歌にふれて、「故土御門内府亭にて影供ありし時、枳阿は、これ程の歌たやすくいできがたしと申しき」とある場合である。院がしばしば通親亭での影供歌合に参会され、そこで俊成とも一座されることがあつたのは事実であるから、これは如実の御回想と認められる。他の二箇所も同じく俊成に関するもので、「枳阿は、やさしく艶に、心も深く、あはれなるところもありき」と評されたり、俊恵の「菴田山梢まばらに」の歌に対する俊成の批評をとりあげて、「枳阿優の歌に待ると申しき」と記されるなど、いづれも忘れ難い御経験であつたらう。しかし残りの二例には問題がある。一つは俊頼に関して、「道を執したることも深かりき」とある場合で、文章はそのあと「難き結題を人の詠ませけるには、家中の物

にその題を詠ませて、よき風情をのづからあれば、それを才学にてよくひき直して、多く秀歌ども詠みたりけり」とつづく。これを俊頼の詠歌態度についての一般的な御批評と見るなら現在形がふさはしく、時制の語を用ゐるなら後統の文章と同様、これも「深かりけり」と書くべきであつたらう。もう一例は、「俊恵法師、おだしきやうに詠みき、五尺のあやめ草に水をいかけたるやうに歌は詠むべしと申しけり」である。院と俊恵とは歌壇生活において、つひに交互することはなかつたので、文末の「申しけり」は例へば俊成あたりからの御伝聞かと思われる適切な記述である。従つて前文に「詠みき」とあるのは疑問で、もし俊恵の風体を一般的に論評するなら現在形でよく、時制の語を用ゐるなら「けり」とすべきであつたらう。早く蓑手氏が指摘されてゐるこれらの書き分けの乱れについても、もしそれらをすべて含まない伝本があるとすれば、それは一まづ善本と認めなければならぬ。

次に第二期に当るのが以上の諸歌仙を承けた新古今期の歌人達で、式子内親王・良経・慈円ら貴人の一群と、寂蓮・定家・家隆・雅経・秀能・丹後らの歌人群とに分けられる。いふまでもなく院が正治以来作歌活動をとにもされた面々で、おしなべて「き」で記述されてよい場合であるが、はたして本文は時に現在形を交へながら基調はあくまで「き」である。「けり」が用ゐられてゐるのは良経に関して、「このたびの撰集のわが歌にはこれ詮なりと、たび／＼自讃し申されける」と聞き侍りき」とあるだけであるが、これは伝聞の事実を回想されてゐる適切な記述で、総じて第二期のそれには乱れがない。

さて前記二箇所の乱れについて、これをすべて含まない伝本は管見に入るところ、次の五本である。

- (1)天理図書館蔵竹柏園旧蔵一本 (2)書陵部蔵鷹司城南館本 (3)祐徳稲荷社本 (4)大阪市立大学蔵森文庫本(北条文庫の蔵印のあるもの) (5)徳島県立図書館蔵森文庫本

これらはいづれも近世の写であるが、内題は「後鳥羽院御口伝」とあり、本文も全く同系統で、問題の二箇所は、俊頼の場合が「深かりけり」、俊忠の場合は「おだしき様に侍り」とある。この五本を善本と認め、まづ前記「秀能法師」の問題を検すると、すべて「法師」を欠き、隠岐撰述かと疑はれる一理由は失はれる。

次に注目される事実は、例の「仁治元年十二月八日云々」の奥書はもとより、「件の教念上人は云々」の追記も五本にないことである。代りに五本の奥書を示せば、前記(1)(2)の二本が、

(1)為備家業写留之、一校畢

(2)寛正六年十月廿四日 左近大夫平

といふ二種の識語をもち、(1)本は(1)のみ、(2)の二本はそのいづれをも欠いて、無奥書である。この場合奥書のないのがこの系統の原形なのか、あるいは(1)や(2)の識語の脱落にすぎないかはなほ考慮の余地があるが、それにしても「仁治元年十二月八日云々」および「件の教念上人は云々」(後者についで後述)の奥書を欠くところに、善本の一特色の見られることは重要である。

因みにこれらの奥書を欠く伝本は五本のほかにもなほ少なくないことをいっておきたい。列挙すれば、(一)神宮文庫蔵御巫本(内外題ともなし)

や(二)尊経閣文庫蔵「後鳥羽院御消息」(題もさうであるし、(三)いまかりに第一種異本とよんでおきたい諸本もさうである。これは「後鳥羽院御消息」と題するものの殆んどで、その特色は、もと目移によるのであらうが、第一部七箇条のうち、第五条の「一、時に難き題を」の次から第七条の「一番よりよろしからむと案ずれば、を」までの文言を欠き、代りに巻末に改めて第五・六・七条の全文を掲げ直したものである。これには「慶長十三年三月廿一日云々」といふ「也足子素然」(通勝)の識語をもつ書陵部蔵高松宮家本等の諸本と、この識語を有しない同蔵業室頼孝識語本等とがある。

さて前述によつて五本の本文ならびに奥書は、従来隠岐撰述説の根拠と見なされてきた諸点とかかはりのないことが知られるが、それでは十分に善本かといへばさうでもない。相互に補ひあへる異同は別として、共通に有する誤脱をあげれば次の七箇所である。

(上は日本古典文学大系本の本文とその頁数、下はその傍点の箇所に対する五本共通の異同)

その題を詠ませて(三四五) — なし

いできがたき方も(同) — なし

鳴立つ沢の忘れ水(三四六頁) — なし

詠みあつめたる(三四七) — なし

自讃歌にあらざる(三四八) — 「り」

詠みたりし日(同) — 「同」

いひつづけたれば(三四九頁) — なし

誤脱の多くは瑣細であるが、注意されるのは「鳴立つ沢の忘れ水」の文言を欠くことである。これは慈円の「最上の物ども」といはれてゐる作例八句(一首を適宜な句で示す)のうちの一つで、同じ八句のうち

「雲にあらそふ」の歌とともに建暦二年九月の日吉百首に見えるものである。それぞれ全形を示せば「山路ふかくうき身の末をたどり(尋ねい)行けば雲にあらそふ峰の松風」「夕まぐれ鴨立つ沢の忘れ水思ひいづとも袖ぞ(はい)ぬれなむ」である。この「鴨立つ沢の忘れ水」の句の有無を諸本に検すると、五本を除く多くが単に「鴨立つ沢の」とばかりあるのは、おそらく下半の「忘れ水」を脱したものであり、正しい本文を備へてゐるのは日本古典文学大系本の底本である慶応大学蔵斯道文庫本および同じ系統の諸本(五)で後述)である。五本がこの一句を欠いてゐるのとはより誤脱であるが、ここに興味深いのは、五本の系統に属すると見えながら五本がもつ以上の欠陥のすべてを免れてゐるものに古語深秘抄本のあることである。もつとも同本の右の箇所は、「しきたつさは、^{朱点}わすれ水」とあり、二句に分ける過ちをおかしてゐるやうにも見えるが、「朱点」のありかは一箇所なので、結局「さほの」の「の」の脱漏と解されて問題はない。それでは古語深秘抄本が最善本かといへば、逆に五本にはない欠陥が二箇所見える。

一つは、第一部第五条の「季経が一具(百首い)にいひなして平会(結い給い)する事頗いはれなし」とある「平会」で、これは五本をはじめ既述の諸本を勘合すれば、校異として掲げられてゐるうちの「平給」(へい)の正しいことは明らかで、意味は前に書いたこともあるが「嘲笑」に当るかと思ふ。瑕瑾の第二は、第二部のうち「俊頼が後には積阿西行俊恵なり」とある文言である。これも五本をはじめ諸本を勘合すれば、「俊恵」のないのが本来で、これを加へてゐるのは他に後述する第二種異本があるばかりである。さうとすれば古語深秘抄本のこの箇所は第二種異本によつて濫りに改訂したも

のとも思はれ、ひいては前記五本のもつ欠陥のすべてを免れてゐたといふことも、あるいはこの種の改訂の結果ではないかと疑はれる。もし古語深秘抄本が五本の系統の本文を底本とする校合本文であるとするなら、それはそれとしてその成果には賞讃すべきものがあるといつてよいが、しかし一概に改訂の結果とばかりもいへないふしがあり、詳しくはなほ考へたい。

しかし古語深秘抄本について明らかに問題があるのはその奥書である。既述の通り、まづはじめに(1)「仁治元年十二月八日云々」の識語があり、次いで(2)「件の教念上人は云々」の追記、さらに(3)「貞和六年二月朔日、粟田口寄宿坊書写之、先年以蔡花園上人本書寫之処、法勝寺六僧坊炎上時令焼失、仍重而写之」の識語がつづく。そしてその後に行を空けて、(4)「寛正六年十月廿四日 左近大夫平」の識語がくる。つまり奥書は二つの部分に分かれるのであるが、はじめの三種一連の奥書こそ前に第二種異本と名づけておいた「遠所御抄」と号する系統の諸本と同様で、おそらくそれを写し取つたものと思はれる。第二種異本とは、第一部の第四条と第五条との順序が入換つてゐるもので、書陵部蔵伏見宮本等の諸本がこれに属する。もつとも古語深秘抄本の奥書と第二種異本のそれとの間には文言に若干の異同があり、それも前者の杜撰と見られる点が多いが、最も著しい疎漏は(3)の識語の終りに「江湖周嗣判」の記名を欠くことである。しかしあるいはこれは疎漏ではなく、第二種異本の中でもこれを欠く伝本、例へば上賀茂神社三手文庫蔵本のごときものに拠つたためであるかもしれない。

次に古語深秘抄本の奥書の後の部分、即ち(4)は、五本のうちの(イ)(ロ)二本にも見えたもので、これは書本に備はつてゐたのかもしれな

い。しかしあるいはそれさへ他から写し取つたもので、書本はもともと無奥書であつたのかもしれない。

因みに(1)(2)の奥書について若干付記しておきたいことがある。(1)の文言は、古語深秘抄本や第二種異本のやうに簡略なものと、慶応大学蔵斯道文庫本や書陵部蔵橋本本、さらに神宮文庫蔵御巫本の補入奥書のように、さらにその下に「此草本之外他所無之、子細難尽筆端、頗有由来、尤可珍敬之、惣可停止外見云々」の文言を付加したものとがあり、古語深秘抄本はこの付加部分の前半を傍注として加へてゐる。(2)の文言はその内容から見て(1)に付随するものであるが、前記斯道文庫本や橋本本等にはないもので、後に付加されたと思われる。しかもその付加された時期を推測させるのが御巫本で、(1)(2)の間に「弘長二年三月七日書写之、一枝了、求法沙門仁阿在判」、および「同年四月三日書写了、六念」の識語があり、弘長二年以後の追記と考へられる。

三

奥書の考察を離れて再び本文に戻ると、隠岐撰述を支へる一理由として、本書が回想の形式で書かれてゐる問題があつた。その詳細は(一)に記した通りで、「き」「けり」の書き分けは分明であり、新古今期の歌人達は「き」を基調として記述されてゐた。定家ももとよりその例に漏れないが、新しく指摘したいのは、定家の場合、別に特殊な事実の見えることである。

「定家は左右なき者なり」ではじまる定家評は自讃歌に関する二つの挿話を中心として構成される。一つは建仁三年(一一三二)の当座歌会における「年を経て」の歌をめぐる一件であり、一つは承元元年

(一一三二)の最勝四天王院名所障子和歌の撰定をめぐる一件で、いづれも詠歌と鑑識との双方にわたつて自恃するところ甚しかった定家を描き、かつ論評して痛烈である。ところで前の一件の記述は他の第二期の歌人並みに「き」を基調とし、それに現在形を交へてゐること前述の通りであるが、後者は一切「き」を含まず、終始現在形で押通して、いはば臨場感あふるる記述となつてゐるのが注目される。この区別は何に基づくのであらう。おそらく後者、承元元年の一件は、執筆時から見てなほ現在と感じられるやうな一定期間内の事件であるのに対し、前者はすでにその期限を越え、もはや回想の対象として扱はれるほかなかつたためではなからうか。さうとすればいまままで両者を一括して第二期とよんできたけれども、院の時間意識はその中にさらに二種の時期を識別されてゐたことになる。即ち第二期に属する建仁三年に対し、承元元年のためには新たに第三期を特立しなければならぬのであるが、この事実を示すものはひとり時制の語による書き分けばかりでなく、第一部第五条に見える次のやうな記述にも、それに対応する事実が認められるやうに思ふ。

「近代あまりさかひに入過て、結題の歌も題の心いとなければもぐるしからずとて、こまかにさたすれば季経が一具にいひなして平給する事、願いはれなし。寂蓮はおほきに不受せし事なり。無題の歌と結題の歌とたどおなじ様也。詮もなしと申き。尤其謂ある事也。寂蓮は殊に結題をよくよみしなり。定家は題の沙汰いたくせぬものなり。これによりて近代初心のもの皆かくのごとし。謂なき事なり。結題をばよく思ひ入て題の中を詠すればこそ興もあるにて侍れ。近代の様は念なき事也。必時々よみならふべきなり。故中御門摂政は結題ごとに題をむねとすべきこそ申されしか。池水(四本に「池中」、他の「半水」と云題にて、(歌省略)とよまれたりしも歌がへらはさまでなければも題の心はいみじくおほはへて興もある事にて侍

りき)。(五本のうち竹相國
旧蔵本による)

ここで「近代」とよばれてゐるのが執筆時を含む最も新しい時期、しかも定家の影響下に置かれたそれであることは確かであるが、院はそれを第二期即ち新古今期の物故歌人である寂蓮・良経の言説を盾にとつて論難されてゐるわけである。院にとつてこの兩期の關係は殆んど敵対的であり、後者を正統とすれば前者即ち「近代」は異端として峻別されてゐるといはなければならぬ。さうとすれば第二期の秀能評の末に、「しかあるを近年定家無下の歌のよし申ときこゆ」とある「近年」も同様で、すでに第二期において世評の確立してゐる秀能に対し、その評価を改めようとする新しい時期の抬頭を斥したのが「近年」であつたらう。おそらくこれと逆の關係に立つのが建仁三年の挿話を記すに際して用ゐられてゐる「先年」で、総じて第二期と執筆時との間に横はる覆ひがたい意識の隔壁が、これらの時間区分の称呼のうちに顕現してゐるやうに思はれる。かうして「近代」とか「近年」(「近代」の一局部といつてよい)とよばれる第三期は、風体の嗜好についてもその傾向は見えるが、とりたてては七簡条をはじめ自讃歌・撰集のあり方についての言及で明らかにされてゐる方面、いはば詠歌の作法において著しく変質し、しかもその指導者として定家が屹立してゐるのを院は認められたのである。そしてこれを批判すべき權威あるいは基準として引合ひに出されたのが建仁二年没の寂蓮であり、建永元年没の良経であり、あるいは元久元年没の俊成(第一部)であるのを見れば、執筆時の院はなほ第二期即ち新古今期に深く身を寄せていささかも迷はれるところがなかつたのであり、おのづから第三期即ち「近代の様」は脱新古今として対置され、かつ排撃されなければならなかつたのである。

如上承元元年の一件の時制表記と「近代」の時期区分にあらはれてゐる院の意識・態度とを総括して、執筆時をその中に含む第三期の範圍を規定すれば、それは承元元年とは同時期的に連続し、建仁と建永期とは一線で画されてゐる時期といふことになる。がいふまでもなく建永の次は承元であるから、それはまた承元以後といふことにはかならない。さて執筆の時点は、承元以後のどの辺に求められるのであらう。もとより承元元年にできるかぎり近く、といふのが私の期待であるが、一つ動かしがたい事實は、本文中に見える最も新しい日付が既述の日吉百首の作られた建暦二年九月である(二三)で、これより早い執筆は考へられない。これを上限とすれば下限はいつ頃であらうか。それについては日吉百首が作者慈円ならびに院にとつてどういふ意味をもつてゐたかを顧みておく必要がある。

四

すでに知られてゐる通り(一四)第二期の風体評の中で引かれてゐる諸歌仙の代表歌の多くは勅撰集既取のもので、例外となるのが(話題の名所障子和歌における定家の一首を別にすれば)慈円の三首即ち右の日吉百首の二首と建仁元年の老若五十首歌合の一首「木葉に袖をくらぶべし」であることは注目されてよい。代表歌が勅撰集から選出されてゐることは尤もであるが、慈円の三首の場合事情は何であらう。そのうち老若五十首歌合の一首は、いふまでもなく院と關係の深い歌合である上、「人の口にある歌」ともいはれてゐるところを見ると、世評を十分に汲んでの採択と思はれる。それに対して日吉百首の二首が「最上の物ども」といはれる中にあるのは、おそらく院にとつての「最上の物」であり、執筆時における御一存の鑑

識によるものではなかつたか。

日吉百首は慈門が第三度天台座主に任じてゐた時の作であるが、これより後れて成立したらしい略秘贈答和歌百首とは緊密な関係にあり、二十三首を共有する。後者は為兼卿和歌抄によれば、「後鳥羽院皆合点ありて納まれり」と伝へるもので、院にとって格別印象深い作品であつたらうが、後の勅撰集には一首の入集もなく、かへつて玉葉集の六首をはじめ、続後撰集以下のそれに採られて著名なのは日吉百首の方である。そしてこれも院と浅からぬ関係にあつたことは、略秘贈答和歌百首と同様、院を寿いだ歌のある(流布本拾玉集四五五六・七番)ことから推察され、前引二首が本書の中に採択された因縁もおそらくその辺にあつたと思ふ。しかしこの二首はその制作時を遠く離れた後年まで、慈門の代表歌として院の変らぬ評価を維持できる程のものであつたかどうか。

いかにも建保・承久期に至ると慈門の作歌活動は衰退してゐるが、それでも後述するやうな歌壇復帰後の院の活動が頂点に達する建保三年には慈門の活動も恢復し、九月の内大臣家百首につづいて、十月から翌年にかけては例の、「更不可交地歌、皆悉可為秀逸」といふ御下命を奉じた仙洞百首が詠出されてゐるなどのことがあるので、前記二首が採択されたのは、執筆時がたまたまその制作時からさう遠く、建保三年のこの頃までも下らなかつたためと見ることが適當のやうに思はれる。そこには後年の時代不同歌合に採択された慈門の歌が、勅撰集所収歌のほかは、配流の時点に接した承久元年十月の八幡宮法案詠一首であること(一六)を想起させるものがある。

次には同じく建暦二年九月が、院の歌壇活動にとつてどういふ意味をもつてゐたのかを顧みておかなければならない。周知のやうに

本書の掉尾を飾る名所障子和歌の撰定が進行してゐた承元元年十月の頃は、新古今集の切継にも慌しい動きがあつた。明月記の「御障子歌皆被替了、兼日沙汰無性体、如反掌、万事如此」(十月廿とか、四日条)とか、「依仰又切新古今」出入如、反掌、以切継為事、於身無一分面目」(十一月と八日条)といふ記事を参照すると、両者は院において殆んど一連の作業であつた観があるが、やがて前者は十一月末の堂供養までには決着したはずであるし、後者も承元四年九月頃にはほぼ落着いたと見られてゐる。その間の院の作歌活動といへば、承元二年の後半から急速に衰へ、以後は同四年九月の粟田宮歌合がわづかに注意される程度で、その復興は建暦二年十二月の二十首御会(五人)をまたなければならぬ。遡つて建暦元年は順徳院の治世の初頭で、天皇を中心とする歌壇活動も開始されてゐるが、慈門・定家・雅経等仙洞歌壇に属してゐた歌人達の参加が見られるのは建暦二年五月の内裏詩歌合あたりからで、翌三年閏九月の内裏歌合では定家の加判もあつた。かうした内裏歌壇の盛況が前述のやうな仙洞歌壇の復興をうながしたであらうとは指摘されてゐる通りで、(一七)その後の院の活動は建保二・三年頃が峠である。即ち同二年八月の秋十首撰歌合、同三年六月の四十五番歌合(院書)、さらに同年九月から十月にかけて賜題され、同四年二月頃には出揃つたと見られる仙洞百首(建保御百首)はその主要な成果であつた。

さうとすれば前記日吉百首の作られた建暦二年九月は、ちょうど院が歌壇に復帰されたその時期に當つてゐる。承元二年の後半から數へて四年の空白は歌人後鳥羽院にとつての負目にはちがひないが、しかしそれがまさに空白で、その間に院の詠歌ならびに鑑識の態度・方法を格別変へるに足るほどの事情がなかつたために、一旦

復帰されるや易々と四年の空白を飛び越えて承元二年のそれに連続することができた、否直結するほかはなかつたといふのが実情ではなかつたか。この時承元元年の名所障子と歌の一件が、あたかも昨日の鮮やかさで蘇つてきたとしても無理はなかつたであらう。院はその態度・方法において四年前と変らないが、さすがに復帰の気負ひはあり、新しい情熱も点じられてゐる。さういふ御目に映つたのがすでに權威的な定家の存在とその追隨者達であり、さらにかれらの風体の嗜好にも懸念は見えるが、とりわけての不満は詠歌の作法において著しく故実を革めてゐる歌壇であつた。院の反撥はやがて矯正の熱意に転じる、そこに本書の執筆理由もあつたと思ふ。

初心のために風体の種々性を明らかにしようとする第二部歌仙評の記述の中で、定家のそれがその特設された場所もさることながら、何よりも作法説、次いで風体から性癖にまでわたる論評の詳しき、厳しきにおいて異常の観があるのは、おそらく作法の乱れを救拔するためにはその元兇である定家の所説の忌憚のない批判が不可避であること、風体に関しては定家のそれが、たとへ「生得の歌人」とよぶに値するものがあるにしても、初心の手下にはならないことを明らかにすること、そこに歌壇の今日的課題があると考へられたためであつた。

五

すでに私は善本として五本を選び、「仁治元年十二月八日云々」

の奥書のある種類の本をとらないが、しかしその中でも例へば斯道文庫本は(二)で表示した通り、五本が共通にもつ欠陥のすべてを免れてゐて注目される。斯道文庫本の系統にはその転写と見られる島原

公民館蔵松平文庫本のほか、京都大学蔵平松家本「遠鳥御書」のやうに、前者のもつ「弘安十年七月八日云々」以下の奥書がなく、それ以前に写された本の転写(永正七)かと思はれるものもあるが、最も善本と思はれるのは、やはり若干の誤脱は免れないが、彰考館蔵「後鳥羽院口伝」である。その特色の一つは、斯道文庫本や松平文庫本に「吉水前大僧正」「秀能法師」とある、その「前」「法師」の文字がなく、五本の記載と一致することであり、また一つは松平文庫本(所脱葉のため不明)に一行で書かれている「姉小路三位季経が一句にいひなして」のうち「姉小路三位」の文言が、「季経」の注記として右傍に小書にされてゐることである。おそらくこれらがこの系統の本文の原形であつたらう。その他斯道文庫本や松平文庫本では巻末に見える「秘蔵々々尤不可有披露云」の文言が巻頭に書き付けられてゐることや奥書を欠くことも注意される。ただ後者については、彰考館本は和歌手習口伝その他と合写されてゐるために奥書が省略されたか、それとも本来なかつたのかはなほ速断できないところがある。最後に彰考館本と松平文庫本(斯道文庫本は)とが共通にもつ本文の特色として、第二部第一期の歌人をよぶについては「ちかき上手」、第二期のそれに対しては「ちかき世」と書き、両者区別してゐるのも注目される。これは五本が一様に「近き世」とよんでゐるのに比べて優れてゐるが、ただ「ちかき上手」といふ文言には熟しない感じが残り、疑問が残る。(本学教授)

注

一 細谷直樹氏「中世歌論の研究」三一〇頁、藤平春男氏「新古今歌風の形成」一〇七頁、樋口芳麻呂氏「後鳥羽院御口伝の成立時期について」(愛知教育大学国語国文学報第二五集、昭四八・三)。

二 秀能法師は秀能入道と同義で、称呼としては疑義がない。例へば吾妻鏡建曆二年二月二十八日条、承久三年八月三日、同九日条。百鍊抄延応元年五月十六日条等、同様の用法は珍しくない。

三 後鳥羽院御口伝成立年代考（文学、昭一九・四）。

四 群書類従本、尊経閣文庫本にも「けり」とある。

五 彰考館蔵一本、尊嘉堂文庫本、書陵部蔵先代便覧十四所収本、同蔵待需抄七所収本、多和文庫本。

六 大阪市立大学蔵森文庫天保六年写本はその転写である。

七 第一種異本では一句を一首の形に書き改めてゐるが、その際この句を西行の「鴨立つ沢」の歌に誤つてゐる。

八 島原公民館蔵松平文庫本、神宮文庫蔵御巫本、尊経閣文庫本、第一種異本。

九 天理図書館善本叢書月報34（昭五二・五）。古今著聞集卷十六、五七二話（日本古典文学大系本）を用例としてあげたが、他に御示教をえたい。

一〇 国立国会図書館蔵和歌口伝雑抄所収本、天理図書館蔵吉田文庫飛鳥井秘伝集所収本、北海学園大学蔵北駕文庫和歌秘伝大概所収本、多和文庫一本。

一一 周嗣のことは井上宗雄氏「中世歌壇史の研究 南北朝期」四三三頁以下。また本稿の素案を昨年七月和歌文学会関西例会で発表した際にも御示教にあづかつた。

一二 ノートダム清心女子大学蔵黒川文庫本も同様の奥書をもつが、「六念」のそれを欠く。

一三 「家隆卿若かりし折は云々」とある本文によれば建保四年正月が上限になるが、五本ならびに尊経閣文庫本には「卿」がない。

一四 樋口芳麻呂氏前掲論文。

一五 両百首については久保田淳氏「藤原家隆集とその研究」四九三頁以下。

一六 樋口芳麻呂氏「時代不同歌合放」（国語と国文学、昭三〇・八）。

一七 久保田淳氏前掲書四八六頁以下。

一八 建永頃から変質していつた建保期歌壇の状況については藤平春男氏

前掲書一〇六頁。

一九 「異常」については拙稿「後鳥羽院御口伝について」（国語と国文学、昭五二・一）。

二〇 合本といふ形態のほか本文も彰考館本に近いのが、寛文四年板和歌手習所収本である。

（付記）文中に記載申しあげた諸大学、図書館、文庫のほか、国文学資料館、増田繁夫氏、長谷完治氏、大橋正叔氏には資料の閲覧、調査について御高配にあづかつた。厚く御礼申しあげたい。